

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月  
石井町浦庄小学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」こと  
の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人を等しく認め合い、  
互いの人格を尊重し合う態度など、温かい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる  
という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未  
然防止に全教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数  
の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に  
認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、  
被害児童を守っていく。教育的配慮のもと、加害者には、毅然とした態度で指導に  
あたる。
- (5) 日頃から、家庭や地域、関係諸機関と情報の共有体制を構築し、適切な連携を図  
り、児童の指導に生かしていく。

## 2 いじめ防止対策の組織

- (1) 組織の構成  
管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラ  
ー、学校医等で構成し、個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたる。個々のい  
じめ防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わ  
りのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。  
また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。  
さらに、児童が主体でいじめ防止に取り組む組織として、児童会役員で構成する  
「浦庄小学校いじめ防止子ども委員会」を設置する
- (2) 組織の役割
  - ① 児童・保護者や教職員からのいじめ相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
  - ② いじめに関する情報や児童の問題行動などの情報収集と記録を行い、情報の共有  
を行う。
  - ③ 緊急会議を開き、いじめの情報を迅速に共有し、事実関係の聴取や記録をとり、  
情報の共有と再発防止に取り組む。
  - ④ 支援や指導体制の方針を決定し、全職員に報告、連絡をする。そして、保護者と  
の連携を図っていく。
  - ⑤ 「浦庄小学校いじめ防止子ども委員会」は、児童が活動の過程において、自分に  
何ができるかを考え、いじめ防止に、主体的に取り組むことができるようにする。

## 3 教育相談体制

- (1) 教師と児童及び保護者、児童相互の好ましい人間関係の醸成に努めていく。
- (2) 個人情報に配慮し秘密を厳守するとともに、相談をすることによって信頼感や  
安心感が相談者に感じられるようにする。
- (3) 定期的な面談を実施するとともに、必要に応じて個別面談の実施やスクールカウ  
ンセラーの活用等、いつでも相談できる安心感を児童、保護者に日頃から周知して  
おく。
- (4) 相談の内容によっては、指導の継続や医療機関等の専門機関との連携を図る。

## 4 いじめ未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは絶対に許されない人権問題」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底してもたせていく。
- ② 教育活動全体を通じて、いじめ問題根絶のために、児童の体験活動の充実や豊かな情操を培い、他人の気持ちに共感できる心情を育てていく。
- ③ 学級経営の充実を図り、児童の規範意識を育て、日頃からいじめ問題に注意をはらっておく。
- ④ 全ての児童が心の通い合うコミュニケーション能力を育て、望ましい態度で授業や行事に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。
- ⑦ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑧ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることの指導を徹底する。
- ⑨ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑩ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑪ 児童会活動などにおいて、「浦庄小学校いじめ防止子ども委員会」を中心に、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑫ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑬ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑭ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑮ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の根絶を図っていくとともに、警察・児童相談所関係諸機関とも日頃から連携をとっておく。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学年の当初に、すべての保護者や児童に対して、いじめを許さない取組やいじめられている児童を全力で守りぬくことを伝え、児童や保護者が信頼して、学校にいじめ等の相談をできるように働きかけておく。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さないようにするとともに、情報を共有し、児童の悩みや対人関係等の状況をきめ細かく把握する。
- (3) 全児童を対象にしたいじめに関するアンケート調査を年間2回以上実施し、見えない部分でのいじめの発見に努める。いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。  
特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童の欠席の状況やけがをした場合の理由にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに石井町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者とも連携を密にしておくとともに、いじめに対しての関心をもってもらうために、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」等を配布して保護者からの情報提供を促すとともに、適切な情報提供を行い、連携・協力を図る。

## 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときには、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
  - ② 学校いじめ対策組織を招集し、速やかに関係児童からの事情を聴取するなど必要な調査を実施し、対応方針を決定する。
  - ③ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員の役割分担を明確にし、組織的に対応していく。
  - ④ 保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を図っていく。
  - ⑤ 職員会議等でいじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
  - ① いじめられた児童を全力で守りぬく。
  - ② 児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
  - ③ 本人や保護者に必要な情報提供を行う。
  - ④ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
  - ⑤ 必要に応じて複数教員で家庭訪問を行う。
  - ⑥ スクールカウンセラーや関係機関と連携して、継続的な心のケアに取り組む。
  - ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
  - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、行為に対する十分な反省を促す。
  - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室で学習を行わせる。
  - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
  - ④ 複数の教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導と保護者への助言
  - ① いじめを繰り返さないための指導を徹底する。
  - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ「いじめは絶対にゆるされない人権問題である」との意識を徹底させる。
  - ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学級、学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
  - ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに石井町教育委員会に報告し、適切な連携を図っていく。
  - ② いじめられた児童を守るために、必要に応じて出席停止の摘要を要請する。
  - ③ 必要に応じて県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー等の派遣を要請し、外部の専門家にも協力依頼し、対応していく。
- (6) 関係機関への相談・通報
  - ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われる事案は、早期に警察・教育委員に相談し、連携して対応する。
  - ② 生命または身体の安全が脅かされるような場合には、速やかに警察に通報する。
  - ③ ネット上のいじめについては、情報の削除依頼や発信者情報の開示請求などについて、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- (7) いじめの解消状態
  - 少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
  - ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
  - ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

## 7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、全教職員の共通理解を図るために、いじめに関する生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。必要に応じて、臨時の研修会を行う。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、事実確認の結果を石井町教育委員会に報告し、石井町教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題の取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C A サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 評価の結果、期待するような改善等が見られなかった場合は、その原因を分析し、取組内容や取組方法について見直しを行う。

## 10 年間計画（いじめ防止プログラム）

### 年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し「チーム浦庄」として組織的に取り組む。
- ・あいさつ、清掃等の励行により生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。

月	内容	対象者	担当
4	学校経営方針の説明 研修計画策定 家庭訪問 授業参観日 P T A 総会	教職員・保護者 教職員 児童・保護者 児童・保護者	校長 研修主任 教頭 教頭・教務主任
5	P T A 役員会 人権教育研修 校内児童理解研修 特別支援研修 ●1年生を迎える会 遠足（1～5年） 修学旅行（6年）	保護者 教職員 教職員 児童（全学年） 児童（1～5年） 児童（6年）	教頭 人権教育主事 特支コ 児童会担当 担任 担任
6	情報教育研修 授業参観 学校評議委員会 いじめ予防教育	教職員 児童・保護者 学校評議委員 教職員	情報教育主任 教頭・教務主任 校長・教頭 人権教育主事
7	生徒指導研修 ●七夕集会 地方別児童会 個人懇談 水泳能力検定会 浦庄夏祭り プール開放（水泳）	教職員 児童（全学年） 児童（全学年） 保護者 児童（高学年） 児童・保護者 児童・保護者	生徒指導主任 児童会担当 地方別児童会担当 教頭 体育主任 教頭 教頭・体育主任
8	全校登校日・児童生活点検 学校奉仕作業 ラジオ体操 プール開放（水泳）	児童（全学年） 保護者 児童・保護者 児童・保護者	担任 教頭 地方別児童会担当 教頭・体育主任
9	いじめ予防教育 授業参観	教職員 児童・保護者	人権教育主事 教頭・教務主任

月	内容	対象者	担当
10	校内児童理解研修 人権作文 宿泊体験学習（5年） 陸上運動記録会	教職員 児童(全学年) 児童(5年) 児童(高学年)	人権教育主事 担任 担任 体育主任
	運動会実施計画 運動会キッズ種目募集 運動会 運動会アンケート実施	教職員・保護者 児童(全学年) 児童・保護者 児童・保護者	体育主任・教頭 子ども委員会・児童会担当 体育主任 教頭・教務主任
11	校内就学指導委員会 人権宣言作成 人権教育参観日 ●人権集会	教職員 児童(全学年) 児童・保護者 児童・保護者	特支コ 子ども委員会・担任 人権教育主事 人権教育主事・児童会担当 子ども委員会
12	地方別児童会 学級活動（お楽しみ会） 生活アンケート実施 2学期の反省 個人懇談	児童(全学年) 児童(全学年) 児童・保護者 教職員 保護者	地方別児童会担当 担任 教頭・教務主任 教頭・教務主任 教頭
1	児童理解校内研修 年間計画見直し 新年の抱負発表会（各学級）	教職員 教職員 児童(全学年)	特支コ 教務主任 担任
2	学校評価アンケート 実施、評価、検討会 校内特別支援委員会 新1年体験学習 学習発表会（参観日） ●キッズドッジボール大会 ●六年生を送るお別れ集会	児童・保護者・ 教職員  教職員 児童(1年) 児童・保護者 児童(全学年)	教頭・教務主任  特支コ 1年担任 教頭・教務主任 児童会担当 児童会担当
3	学校評議委員会 大掃除 地方別児童会 卒業式 修了式 校内研修計画見直し	学校評議委員 児童(全学年) 児童(全学年) 児童(全学年) 児童(1～5年) 教職員	校長・教頭 清掃担当 地方別児童会担当 教務主任 教務主任 研修主任

●は、児童主体の活動として、各委員会で分担等を行い実施する。

※「子ども委員会」の表記は、「浦庄小学校いじめ防止子ども委員会」。